

2007年7月31日
ガイドライン事務局

環境社会配慮ガイドライン策定委員会
CSRに関するワーキンググループ開催報告(案)

1. 日時: 2007年7月11日 15:00~17:30
2. 参加者: 吉田委員、満田委員、宮崎委員
 ジェットロ側 事務局(植田、藤崎、田口)
3. 配布資料:
 ジェットロ環境社会配慮ガイドライン第 部(案) (満田委員作成)
 ジェットロ環境社会配慮ガイドライン第 部、第 部(案) (ジェットロ作成)

4. ディスカッションのポイント

- 1) 今回のWGにおいては、満田委員作成及びジェットロ作成のガイドライン案を元に議論を行った。また、事務局藤崎私案として提出された第 部についても併せて議論が行われた。主な意見は以下のとおり。

<第 部について>

- ・ これまでの委員会の議論では、貿易投資促進事業についてはCSR的な手法が適当であるとのことで、ジェットロ自身が社会的責任をいかに果たすかというところに重点があったのではないか。
- ・ ジェットロは、中期目標・計画等による縛り、人的、予算的な制約、企業との関係における限界等から、どこまで実行できるか疑問。現実的な範囲に留めるべき。また、企業が主体となってやるべきことは除くべき。
- ・ ジェットロの限界については理解するが、リスクの回避だけでなく、打って出るところがあった方が職員の士気は上がるのではないか。今後のジェットロの新しい事業になり得る可能性もあり、グッドプラクティスの推進など、企業のCSR支援にも可能な範囲で取り組んでいくべき。
- ・ ODAの世界では、より民間活力を使おうとする動きがある。環境社会配慮において、ジェットロが民間企業のCSRを支援していくことはこうした動きにも合致する。
- ・ ガイドラインを機能させるためにも、ガイドラインとは別に職員が参照できるようなハンドブック的なものが必要であろう。
- ・ ジェットロが実際にできることが、CSRの普及・啓蒙であるならば「支援する」ではなく「働きかける」という言葉が良いのでは。あとは、「機会があれば」や「可能な範囲で」という言葉を織り交ぜ、適切な文言にすればよい。
- ・ 第 部の表記、書きぶりについては、第 部、第 部とすり合わせる必要がある。
- ・ ジェットロ案の1.基本的な考え方「担当する個々の職員が」との文言を削除すべき。個々の職員の責任が問われ、組織としての責任が見えなくなる恐れがある。
- ・ CSRの定義は、各国・地域によって捉え方が異なることから、「ジェットロとしてのCSR」をガイドライン内で定義しても良いのではないだろうか。

<第 部について>

- ・ 用語の定義の項目に、第 部で出てくる用語についても記載してもよいのでは。あるいは用語の解説の項目を入れてもいいのでは。

- ・ 第 部の内容については、背景と理念とを書き分けたほうが、わかりやすいのではないか。また、内容的に第三部との間ですり合せ、整合性が必要。

<その他>

- ・ エンフォースメントが無い状況で、ジェットロが今作りつつあるものを JICA や JBIC と同様にガイドラインと呼ぶのは、ミスリーディングではないか。第 部と第 部のタイトルを使い分ける等の工夫も有り得るのではないか。

2) 次回委員会では、WG での議論を踏まえ、満田委員案およびジェットロ案を合わせた案を満田委員が作成、提出する。また、併せて今回 WG に提出された満田委員案、ジェットロ案についても併せて提出、紹介することとなった。

以 上